

奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十八年八月二十二日から同年九月十一日まで

二 縦覧場所

奈良市役所

目次 ページ

名 称	所 在 地	申 出 撤 回 日
病院	天理市三島町二〇〇番地	平成十八年八月七日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第二十二条第一項において準用する同法第八条第一項の規定により、大和都市計画道路を次のとおり変更した。
その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び奈良市都市計画課において縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画道路第三・三・六号大宮通り線

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市玉来一丁目、二丁目並びに菅原町

奈良県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百四十九号）第二十二条第一項において準用する同法第十一条第一項の規定により、大和都市計画公園を次のとおり変更した。
その関係書類は、奈良県土木部都市計画課及び明日香村地域づくり課において縦覧に供する。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

一 縦覧期間

平成十八年八月二十三日から同年九月十一日まで

二 縦覧場所

奈良市役所

奈良県告示第二百三十六号

1 平成十八年八月二十二日 火曜日 奈良県公報 第1797号

奈良県告示第二百三十四号

次に掲げる病院から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一項の該当業務に係り協力する旨の申出が撤回された。
平成十八年八月二十二日

告 示

公 告

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十二号）第二十九条第一項の規定により、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公表します。

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定しました。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、次のとおり公表します。

なお、変更後の定款は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。

平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

所在地 奈良市押熊町二六三八、生駒市鹿畠町二五四三他
二 変更しようとする事項
大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）イオン奈良北鎌美ヶ丘ショッピングセンター
（変更後）イオン奈良鎌美ヶ丘ショッピングセンター

（変更前）イオン株式会社以外の小売業者（未定）
（変更後）イオン株式会社他四十四者

一 申請のあつた年月日
平成十八年八月一日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アフガニスタン義肢装具支援の会

三 代表者の氏名
瀧谷昇

四 主たる事務所の所在地
奈良市西九条町三丁目二番三号

五 縱覧期間
平成十八年八月二十二日から同年十一月二十日まで

四 縱覧場所
奈良県商工労働部金融・商業振興課

三 届出年月日
平成十八年八月一日

二 定款に記載された目的
この法人は、アフガニスタンにおいて義肢装具の必要のある人たちに日本で使われていた部品をリサイクルし現地へ届ける支援を行ふとともに、アフガニスタンの人々が現地において義肢装具製作が出来る様に技術者養成の専門学校設立・運営を支援する事業を行い、人々の平和と生活の向上に寄与することを目的とする。

五 縱覧時間
午前九時から午後五時まで

六 縱覧場所
奈良県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり募集します。

奈良県中央卸売市場の関連事業者を次のとおり募集します。
平成十八年八月二十二日

奈良県知事 柿本善也

平成18年度奈良県中央卸売市場関連事業者募集要領
1 関連事業者
この要領において「関連事業者」とは、奈良県中央卸売市場条例（昭和52年4月奈良県条例第1号。以下「条例」といいます。）第30条第1項の知事の許可を受けた、県が奈良県中央卸売市場内に設置する店舗において、奈良県中央卸売市場の青果部及び水産物部において取り扱う品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務その他の奈良県中央卸売市場機能の充実に資する業務又は飲食店営業その他の奈良県中央卸売市場の利用者に便益を提供する業務を行う者をいいます。

一大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン奈良鎌美ヶ丘ショッピングセンター
1 業種、業者数等
2 募集する関連事業者の業種、業者数及び使用料等は次のとおりです。
(1) 業種、業者数等

事業者名	事業者主たる事務所所在地	事業所名	事業所所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人磯城郡田原本町薬王寺三四八一	これくとか	磯城郡田原本居宅介護	磯城郡田原本町薬王寺三四八一	外出介護及び行動援助	平成十八年八月十日
株式会社五條市田園五十九	すがい	五條市田園五居宅介護及	五條市田園五十九	び外出介護	平成十八年八月十六日
株式会社五條市田園五十九	一七一五	五條市田園五居宅介護及	一七一五	び外出介護	平成十八年八月十六日
有限会社生駒市北大和四りの会	一六一二	生駒市高山町居宅介護及	平成十八年八月十日	び外出介護	平成十八年八月十六日
有限会社生駒市北大和四りの会	八二六竹	生駒市高山町居宅介護及	平成十八年八月十日	び外出介護	平成十八年八月十六日
有限会社檍原市土橋町二笛の里	八号	檍原市土橋町二笛の里居宅介護及	平成十八年八月十日	び外出介護	平成十八年八月十六日
有限会社檍原市土橋町二笛の里	五一一一〇	檍原市土橋町二笛の里居宅介護及	平成十八年八月十日	び外出介護	平成十八年八月十六日

報公示係

業種	主な取扱品目	業者数	備考	業・化粧品	家庭用、洋用及び化粧品 (一般販売業)	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて5.5m ²
総合食品	乾物、びん缶詰、インスタント食 品、粉、粉、し好品、乳製品等	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて220m ²	食 堂	すし	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて8.4m ²
冷凍食品	野菜、魚介類及び畜産物の調理剤 凍食品	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて5.5m ²	衣 料	業務用作業衣料	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて5.5m ²
練製品	かまぼこ、ちくわ及びほんぺん	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて19.6m ²	運 送	荷物、書類の収集及び配達	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて5.5m ²
鳥 肉	鶏肉及びその加工一式	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて7.7m ²	(2) 使用料等 月額使用料：1m ² あたり2,520円+消費税及び地方消費税相当額		(3) 中央卸市場の開連事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。	
こんにゃく	こんにゃく及びゼンマイ	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて5.5m ²	保証金：月額使用料×3か月分		(4) 法人であってその業務を執行する役員のうちに(1)から(3)までのいずれかに該当する者があるとき。	
金 物	調理用刃物	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて5.5m ²	(5) 開連事業の業務を適確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。		(6) 申請書類 申請しようとする者は、開連事業許可申請書（第1号様式）に別表に掲げる書類を添えて奈良県中央卸売市場業務課に提出してください。	
日 用 雑 貨	石けん、洗剤、ちり紙及び殺虫剤	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて7.7m ²	(1) 日時 中央卸売市場の休場日以外は随時受付いたします。時間は午前9時から午後4時までです。		なお、第1号様式及び別表に掲げる第2号様式から第10号様式までは、奈良県中央卸売市場業務課において交付します。	
事務用品	文房具及び用紙類	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて5.5m ²	(2) 申請書類の受付 （1）日時 中央卸売市場の休場日以外は随時受付いたします。時間は午前9時から午後4時までです。 なお、申し込み時点で、希望業種に入店がなされている場合もありますので、事前に問い合わせください。		(1) 開連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を県に預託しないければなりません。 (2) 開連事業者は、条例の定めるところにより、業務上及び施設使用上各種の制限を受け、施設使用料等の負担義務を負います。	
漆器・陶器	陶磁器、ガラス器、漆器及びメラ ミン食器	1	店舗面積は、1階及び 2階合わせて8.4m ²	別表 許可申請書添付書類 （2）受付場所及び問い合わせ先 大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場業務課（管理棟2階） 電話 0743-56-7004（直通） (注)郵送による申請は、受け付けません。必ず直接ご持参ください。		番号	
				1 定款		申請者が法人の場合	申請者が個人の場合
				2 登記事項証明書			
				3 貸借対照表（過去2か年）			
				4 損益計算書（過去2か年）		申請者の営業実績書（過去2年）	第3号様式
				(1) 破産者で復権を得ないものであるとき。			

	か年	いことを誓約する書面	する書面	
5 販売品目別売上実績書(過去2か年)	申請者の販売品目別売上実績書(過去2か年)	第4号様式	企業の概要及び事業所の所在地を示す書面	申請者の業務概要及び事業所の所在地を示す書面
6	申請者の資産調書	第5号様式	その他知事が必要と認める書類	その他知事が必要と認める書類
7 平成17年度法人事業税納税証明書	平成17年度個人事業税納税証明書及び住民税納税証明書			
8 入場後2年間における事業計画書	入場後2年間における事業計画書	第6号様式	宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第二百七十九号)第六十六条の規定により、次の宅地建物取引業者の免許を取り消しました。	宅地建物取引業者免許取り消し
9 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面		第7号様式	平成十八年八月二十日	平成十八年八月二十日
10 業務を執行する役員の履歴書	申請者の履歴書	第8号様式	奈良県知事 柿本善也 被処分者 一 商号又は名称 株式会社平和技建 二 代表者氏名 平進幸 三 免許番号 奈良県知事(四)第170006 四 免許年月日 平成十三年九月七日 五 免許取消年月日 平成十八年八月十一日	奈良県知事 柿本善也 被処分者 一 商号又は名称 株式会社平和技建 二 代表者氏名 平進幸 三 免許番号 奈良県知事(四)第170006 四 免許年月日 平成十三年九月七日 五 免許取消年月日 平成十八年八月十一日
11 業務を執行する役員の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書	申請者の住民票の写し及び市区町村長が発行する身分証明書		都市計画法(昭和四十三年法律第二百六十九号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。	都市計画法(昭和四十三年法律第二百六十九号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
12 代表者の印鑑証明書	申請者の印鑑証明書		一 許可番号 平成十八年五月九日第七八一二号 二 檢査済証番号 平成十八年八月十四日第六五三三号 三 開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年八月十四日第四一〇一号	一 許可番号 平成十七年十一月二十一日第七六一三六一 二 檢査済証番号 平成十八年七月十五日第七六一三六一 三 開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年八月十四日第四一〇一号
13 役員名簿		第9号様式	四 開發許可を受けた者の住所及び氏名 磯城郡田原本町大字三笠四番地ノ四及び四三番地ノ一 五 開發行為に関する工事の検査済証 大坂市中央区上汐二丁目一番一号	一 許可番号 平成十八年七月十五日第七六一三六一 二 檢査済証番号 平成十八年八月十五日第六五五号 三 開發行為に関する工事の検査済証 大坂市中央区上汐二丁目一番一号
14 業務を執行する役員が4の2及び3に掲げる者に該当しない者に該当しないことを誓約	申請者が4の2及び3に掲げる者に該当しないことを誓約	第10号様式	四 開發許可を受けた者の住所及び氏名 辻本木材産業株式会社 代表取締役 辻本惠祐	四 開發許可を受けた者の住所及び氏名 辻本木材産業株式会社 代表取締役 辻本惠祐

奈良県公報

五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 磯城郡田原本町大字三笠四一番地ノ四及び四三番地ノ一部
下水道 磯城郡田原本町大字三笠四一番地ノ四及び四三番地ノ一部

一 許可番号
平成十八年五月十五日第七八一六九号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十日第六五一一号

三 開発区域に含まれる地域
天理市櫟本町三〇二三番地ノ一部、三〇二四番地ノ一部、三〇二五番地ノ一部、三〇二六番地ノ一部、三〇二七番地ノ一部、三〇二八番地ノ六、三〇二九番地ノ一、三〇二九番地ノ三、三〇二九番地ノ四、三〇二九番地ノ一、三〇二九番地ノ二、三〇二九番地ノ三及び三〇二九番地ノ四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市櫟本町七六九番地
福尾吉司

一 許可番号
平成十八年五月十九日第七八一七号

二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月九日第六五九号

三 開発区域に含まれる地域
北葛城郡広陵町三吉元音寺方二四六番地ノ七及び三九三番地ノ二三各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛城郡広陵町大字三吉三九七番地
西村吉博

一 開発行為に関する工事の検査済証
公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年八月九日第四一〇〇号

三 開発区域に含まれる地域
橿原市大軒町三六番地ノ一、三七番地ノ一、三七番地ノ三及び五六番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市土橋町一七〇番地ノ五
日進不動産株式会社 代表取締役 竹中将浩

五 公共施設の種類、位置及び区域
道路 橿原市大軒町三六番地ノ一、三七番地ノ一及び五六番地ノ三の各一部

公示文

奈良県公安委員会告示第116号

平成17年6月7日奈良県公安委員会告示第72号(警察署協議会の委員の委嘱)の一部を次のように改正し、改正後の奈良県奈良西警察署協議会委員の表及び奈良県西和警署協議会委員の表は平成18年6月15日から、改正後の奈良県天理警察署協議会委員の表は平成18年7月13日から、改正後の奈良県天津川警察署協議会委員の表は平成18年6月1日から適用する。

五 公共施設の種類、位置及び区域

下水道 橿原市大軒町三六番地ノ一及び三七番地ノ三の各一部

平成18年8月22日

奈良県公安委員会 委員長 畠中俊尚
野口 宏 奈良市菅原町323番地

一 許可番号

平成十八年五月二十日第七八一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十四日第六五一一号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市関屋北二丁目一六二五番地ノ一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府柏原市玉手町六番地ノ七
藤原絹代

の3 _____ を 岡嶋桂一 奈良市六条町342番地
_____ に改める。

一 許可番号

平成十八年六月二十日第七八一三八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年八月十五日第六五一四号

三 開発区域に含まれる地域

奈良県西和警察署協議会委員の表中
丁目12番4号 を 古川准一 奈良県生駒郡平群町吉新2丁目4

村上喜久男 奈良県生駒郡平群町西宮2
番51号

に改める。

「

」

「

」

奈良県天理警察署協議会委員の表中
松井加代子 奈良県天理市一階堂北菅原

」

「

森永栄 奈良県天理市轟治町449番地4

」

「

浦久保繁 奈良市萬牛町296番地

」

「

4 _____ に

」

平成18年8月22日 火曜日

<p>「[]」を「徳谷 壽明」奈良市上深川町46番地に改める。</p> <p>「[]」を「平瀬 美恵子」奈良県吉野郡十津川村大字小井に改める。</p> <p>「[]」を「岩崎 まさる」奈良県吉野郡十津川村大字小井に改める。</p> <p>「[]」を「[]」に改める。</p> <p>監査結果公表</p> <p>自動警ら隊 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が2件認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>機動搜查隊 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が2件認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>交通機動隊 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>警備第一課 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>税務課 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>出納局 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>監査委員事務局 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>医大・病院課 公用車事故の発生について (注意事項)</p> <p>公用車使用中における事故の発生が認められた。公用車の使用にあたっては、事故の絶無を期すよう安全運転の徹底を図るとともに、車両の適切な管理に努められたい。</p> <p>上記の機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。</p> <p>監査結果</p> <p>地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき下記のとおり公表します。 記 平成18年8月2日執行</p> <p>警察本部</p>
<p>発行</p> <p>株式会社 春田</p> <p>奈良市登大路110 電話(0741)111-1110 奈良市三条町九一 電話(0741)111-1111</p> <p>本機関が監査を実行したこと。</p>